都市・地域再生等占用方針

1　都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

（1）準則第２２第３項第２号に掲げる「イベント施設」
（2）準則第２２第３項第３号に掲げる「遊歩道」
（3）準則第２２第３項第４号に掲げる「船着場」
（4）準則第２２第３項第６号に掲げる「イベント施設又は遊歩道と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、切符売場、案内所等」
（5）準則第２２第３項第７号に掲げる「日よけ」
（6）準則第２２第３項第８号に掲げる「船上食事施設」
（7）準則第２２第３項第９号に掲げる「突出看板」
（8）準則第２２第３項第１０号に掲げる「川床」
（9）準則第２２第３項第１１号に掲げる「その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第６号に掲げる施設を含む。）」

2　許可方針

上記１に係る施設の占用を可能とする要件、付すべき条件等は以下のとおりとする。

（1）土地の占用及び建築物又は工作物（以下「占用施設」という。）の新築及び変更については、河川法（昭和３９年法律第１６７号。以下「法」という。）、河川法施行令（昭和４０年政令第１４号）、河川管理施設等構造令（昭和５１年政令第１９９号）、工作物設置許可基準（平成６年建設省河治発第７２号）及びその他関係法令の規定を遵守しなければならない。

（2）法第２４条、第２６条第１項の許可を受けようとする者は、占用施設の設置による河川及び河川管理施設への影響や治水、利水上の支障等を審査する必要があるため、事前に、構造や施工方法について、計画協議及び設計協議を東京都建設局河川部長に行うこと。

（3）占用許可の期間は、１０年以内とする。

（4）本件許可の更新又は変更を申請する場合は、改めて、「河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用による地域の

合意」（以下「地域の合意」という。）を得た上で行うこと。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（５）設置する占用施設は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）の適用を受ける料理店、バー、キャバレー等を含まないものであること。

（６）占用区域内又は占用施設に屋外広告物を設置する場合は、屋外広告物関係の部署と調整を図ること。

（７）占用区域内において、危険を防止するために必要な措置を講ずること。

（８）洪水、高潮、台風等の緊急時における情報伝達体制（夜間及び休日を含む。）を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。

（９）占用施設の点検を定期的に行い、維持管理を十分に実施すること。

（10）騒音防止策等の措置を講ずること。

（11）占用施設の利用者により排出されたごみは適切に処理すること。

（12）賑わいのある良好な水辺空間の保全や創出を図る河川貢献策を、地域の合意を得た上で、区長と協議し実施すること。

（13）東京都河川流水等占用料徴収条例（平成１２年東京都条例第９５条）に基づき、占用料を納付すること。

（14）以上の許可条件のほか、必要に応じて河川管理上必要な条件を付すものとする。